

シンガポール警察組織再編成に伴う 交番制度導入後の評価並びに提言

昭和59年7月

国際協力事業団
警察庁・警視庁

119
43
EXF

派一
~~84-05~~
84-05
3

シンガポール警察組織再編成に伴う
交番制度導入後の評価並びに提言

JICA LIBRARY



1040470151

昭和59年7月

国際協力事業団
警察庁・警視庁

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 19	119
登録No. 10692	43
	EXF

目 次

序 章	1
第 1 章 交番制度の基本的考え方	2
1 総論	2
2 常時警戒体制の確立と有事即応	2
3 交番の存在と良好な民警関係の形成	3
第 2 章 評価	5
1 法執行面からの評価	5
(1) 検挙実績	5
(2) 999Call(110 番) 事案の応答	5
(3) 緊急配備活動	6
2 防犯面からの評価	6
(1) 犯罪発生率	6
(2) Grassroot Organisation (草の根組織) との連携活動	8
3 警察と住民との良好な関係形成面からの評価	10
(1) 巡回連絡	10
(2) Neighbourhood Watch Group (隣組自警組織) の形成	10
(3) 各種サービス活動	10
4 交番制度の運用面からの評価	11
(1) 全員教養	11
(2) 監督作用	12
(3) 在所・警ら活動	12
(4) 士気高揚方策	12
5 施設・装備資器材の面からの評価	13
6 学校教養面からの評価	13
第 3 章 提言	14
1 総論	14
2 交番制度全面実施へ向けての具体的提言	16
(1) 将来の交番設置計画	16

(2) 人材の確保	18
(3) 新規採用警察官の教養	19
(4) 職務質問に伴う各種照会時間の短縮	19
(5) 実績の向上	20
(6) Opinion Survey (世論調査) の検討	20

序 章

1 警察の活動は、国民の理解と協力と信頼の上に、はじめてその機能を十分に発揮しうるものである。あらゆる警察事象に対処し、国民の平穏な生活を保障していくためには国民の信頼、協力関係が極めて重要である。この協力関係を作り出すためには、警察が地域社会の中に根をはり、地域に密着した活動を行うことが必要である。この役割の中心を担っているのが外勤警察であり、地域社会の中に定着した交番である。

交番警察官は、昼夜の別なく常時警戒、有事即応体制をとり、地域住民の日常安全と平穏を守るための活動を基本とし、国民に対する積極的奉仕を行うことにより、国民との間に良好な協力関係を形成しているのである。

2 シンガポール警察は、上記役割を十分果たしている日本の交番制度に目をつけ、1981年10月チュア内務大臣はじめゴ-警察長官以下7名の調査団を日本へ派遣したのを皮切りに、シンガポール側から計3回の調査、研修団を派遣してきた。日本側からは同年11月に、金子 仁洋氏以下3名の調査団を派遣、翌年（1982年）2月には、「シンガポール警察組織再編成に伴う交番制度導入のための提言書」を提出するとともに、その後交番開所に至るまでに計3回にわたって実務指導員を派遣し指導に当たってきた。

3 シンガポール警察は、日本の提言書に基づき1983年6月1日に、トアパヨ警察署管内に8か所の交番を開所し、この1年間を試験実施期間として運用してきた。今回、日本警察に対し、この1年間の評価と将来計画等に関する提言を得る目的で、警察庁警視 人見 信男 以下3名の専門家の6週間の滞在派遣を要請してきた。

4 人見警視以下3名は、滞在中、トアパヨ署の8か所の交番の運用状況、1年間の統計資料の分析をはじめ、シンガポール警察本部の将来計画等を検討討議した結果、1年間の試験実施の評価は満足すべきものがある。

したがって、ここに交番制度全面実施へ向けての提言書を提出したい。

第1章 交番制度の基本的考え方

1 総論

交番の存在、交番警察官の活動形態そのものが常時警戒体制を確立し、有事即応を可能にすることから、所管区内の治安確保責任を全うすることができる。また、巡回連絡等の活動を通じ、地域住民との良好な関係を形成することができることから、交番の設置された地域の治安確保に役立つものである。すなわち、交番の設置により交番警察官は、在所・所外活動を通じて署管区内の治安確保のための活動を行うとともに、巡回連絡その他の各種防犯活動、サービス活動を通じて地域住民との良好な関係を形成することができる。そしてこれによって地域住民の理解と協力、信頼のもとに犯罪の予防・検挙活動等を円滑に遂行することができる。

2 常時警戒体制の確立と有事即応

交番制度導入後、トアパヨ署では外勤警察の組織再編成を実施してきた。新しい外勤警察は、交番警察官、FRC(110番応答カー)、DPC(防犯パトロールカー)、パーティカル・ポリシング(垂直警ら)からなっている。外勤警察官は、管内の常時警戒に当たるとともに、各種事案に効果的に即応できる体制である。交番警察官は24時間体制で勤務し、各種事案に対し即応し犯人を検挙するという重要な役割を果たしている。ちなみに、日本の場合1983年の全国統計によると外勤警察官の全刑法犯検挙人員の69.7%を検挙している。

東京の場合(1983年度統計による)

◎ 刑法犯総検挙件数	122,750件
○ 外勤警察官検挙件数	64,049件(52.2%)
(内訳) 交番勤務員検挙件数	46,816件(73.1%)
パトカー勤務員検挙件数	17,233件(26.9%)

トアパヨ署の場合

○ 外勤警察官検挙件数	1,122件
(内訳) 交番勤務員検挙件数	241件(21.5%)

交番制度導入前の外勤警察官の検挙件数653件に比較すると71.8%の増加を示している。この検挙率は、すばらしい成果である。

3 交番の存在と良好な民警関係の形成

(1) 犯罪はデュルケイム(フランスの社会学者)の言うように、「自由の代償」であり、ジョージ・オーエルの小説「1984年」にみられるように、国民をテレスクリーンの監視下に置くのであればある程度防止できるが、それでは自由が失われる。

(2) 犯罪捜査に国民の協力を得る方法としては、国民に協力義務・通報義務を課し、それに違反した場合には、罰則を課する法制も考えられるが、それでは国民の心からの協力は期待できないし、この法制をとっても国民の協力が必ず得られるということではない。

(3) そうであれば、自由主義国家の下においては、国民が犯罪防止及び犯罪捜査に自発的に協力し、それによって治安の確保が達成されるような制度及び運用を考えていかなければならない。その解決策が交番制度であると思う。

交番制度は、巡回連絡・防犯活動その他各種のサービス活動を通じて、警察と住民との間に良好な関係を作り出すことによって治安確保を図ろうとするものである。

(4) 巡回連絡を実施することによって、警察側からは住民に対し犯罪予防・交通安全についての指導・諸要望の聴取実現を図るほか諸サービスを提供する。一方住民は、警察を理解・信頼し、各種情報の提供協力をするようになる。トアパヨ署の統計によると、巡回連絡中に受理した情報は717件となっており、民警関係の改善に大いに役立っている証左でもある。

情報の内容は次のとおりである。

情報の種別	件数
犯罪捜査情報	255
その他一般情報	462

(5) 一方、住民にとっても、自分の居住地域の治安確保に責任を有する警察官を持つことによって警察に親しみがわき、様々の相談をもちかけることができるとともに、情報提供、その他犯罪発生時には進んで協力するようになるだろう。この協力によって犯人を検挙し、住民の平穏な生活を保障できるようになるの

で住民に安心感を与えることができる。

また、各種の届出が交番でできるようになれば、住民にとっても利便は大きい。これによって、警察と住民との間に良好な関係が確立され、住民のバックアップがあるので警察活動がやりやすくなると思う。

第2章 評価

1 法執行面からの評価

(1) 検挙実績

交番制度の利点は、住民との良好な関係形成に役立つのはもちろん、警察本来の機能である法の執行面からみても優れている。交番を拠点に管轄区域を万遍なく警らし、不審者を発見し、犯人を検挙する。この交番がシンガポール全土に設置されれば、網の目のように警察官が警ら活動をし、犯人を検挙することもできる。さらに、交番警察官は、管内の実情、例えば、高層ビルの居住者等を知っているので999Call(110番)事案にも、FRC・DPCのパトカー等と協力してすばやい対応ができ、犯人検挙もできる。

トアパヨ署の1年間の検挙実績をみると、

◎ 検挙総件数 _____ 241件

内訳として

- 住民からの情報提供による検挙 _____ 67件
- 職務質問による検挙 _____ 58件
- 警ら中の発見検挙 _____ 48件
- 在所中、住民からの訴えによる検挙 _____ 31件
- 警ら中、住民からの訴えによる検挙 _____ 28件
- 在所中の発見検挙 _____ 8件
- 住民から検挙引継ぎを受けたもの _____ 1件

なっており、交番警察官の警ら中、または職務質問により検挙したものが106件で44%を占めている。

(2) 999Call(110番)事案の応答

999Callに対するすばやい応答(現場急行)処理は、犯罪の拡大を防止するとともに住民に安心感を与え、ひいては警察信頼につながる。そのためには、交番警察官は平素から管内の実態把握に努め、有事の際は1分でも1秒でも早く現場に到着し事案処理に当たるべきである。

999Call事案はFRC(First Response Car, 110番第1次応答カー)に任せておけばよいという考えではなく、自分の交番管内で発生した事案について

は、交番警察官は可能な限り現場に急行することが大切であり、そうすることによって住民は「我々の交番警察官」がきてくれたということで、さらに一層の信頼を勝ち得ることができる。交番制度導入後のトアパヨ署の外勤警察官の平均レスポンスタイムは5分36秒であるが、交番警察官の平均レスポンスタイムは2分54秒である。他の警察署の平均レスポンスタイムは11分である。このレスポンスタイムをみるとトアパヨ署の場合、非常に好タイムである。このことは、交番制度導入後におけるレスポンスタイムが非常に短縮されたことを示すものである。

(3) 緊急配備活動

重要事件発生の際は、交番警察官の初動活動は重要である。なかでも犯人の早期検挙は最も重要である。そのため平素から犯人検挙に効果のある検問・張込み場所を選定するとともに、交番警察官全員がこれを熟知しておく必要がある。

シンガポール警察においても、この緊急配備活動を実施しており、トアパヨ署の各交番においても検問個所を図表化していた。

日本におけると同様、交通事犯・刑事事犯を問わず犯人の早期検挙・被害品の回復に努める必要がある。

2 防犯面からの評価

(1) 犯罪発生率

トアパヨ署の犯罪発生率と全国の発生率との比較（交番制度実施前、実施後1年間の比較）は、次表のとおりである。

年別 区分	1982年 6月 ～83年 5月	1983年 6月 ～84年 5月	増 減	比 率
トアパヨ署	1,898件	2,003件	+ 105件	+5.5%
全 国	30,255件	32,379件	+2,124件	+7.0%

総体的にみると、トアパヨ署の場合、105件すなわち5.5%の増加を示している。

一方全国の犯罪発生をみると、2,124件すなわち7.0%の増加である。

主要犯罪のトアパヨ署、全国の発生率比較（交番制度実施前・実施後1年間の比較）

主要犯罪	トアパヨ署	全 国
痴 漢	0 %	+ 2.9 %
強 盗	+ 6.1 %	+ 9.2 %
住居侵入窃盗	+ 14.6 %	+ 19.0 %
車 両 盗	+ 17.9 %	+ 26.2 %
自 転 車 盗	+ 2.4 %	- 29.4 %
車 上 狙	- 8.8 %	+ 10.1 %
ひったくり	- 25.7 %	+ 11.5 %
単 純 窃 盗	+ 38.2 %	+ 12.7 %
比 率	+ 9.2 %	+ 9.9 %

総体的にみると、全国の場合が9.9%の増加であるのに比し、トアパヨ署の場合は9.2%と比較的に増加率は低い。

さらに主要犯罪の種別のうち、痴漢、侵入窃盗、車両盗、車上狙、ひったくりについては、トアパヨ署の場合、比較的低い発生率を示している。

ひったくりの場合をみると、トアパヨ署では、25.7%の減少であるのに反し、全国の場合は11.5%とそれぞれ増加している。

さらに、侵入窃盗の発生をみるとトアパヨ署の場合、14.6%の増加、全国では19.0%の増加であり、全国では、顕著な増加を示している。詳細に分析してみると、トアパヨ署の場合、比較的軽微な犯罪……自転車盗、単純窃盗の発生率は、総体的に高い発生率を示している。

例えば、自転車盗の場合をみるとトアパヨ署では、2.4%の増加に比し、全国では29.4%の急減少を示している。このトアパヨ署の増加原因については、交番制度導入後は、交番が身近にあるため、住民が被害届や犯罪情報提供をするようになったためである。

トアパヨ署の1年間の受理した情報は、

○ 交番制度実施後 …………… 37,644件

○ 交番制度実施前 …………… 23,812件

プラス13,832件、すなわち58%の増加となっている。

このことは当然、交番が身近にあり、警察と住民との協力関係が形成されているため、交番制度実施前には届出なかったような軽微な犯罪についても、交番へ届出るようになってきているためである。

トアパヨ署の侵入窃盗の被害額別比較表

被害額	1982年6月～ 1983年5月	1983年6月～ 1984年5月	比率
被害なし 100ドル以下	40件	53件	+ 13件 (32.5%)
101ドル ～1000ドル	37件	55件	+ 18件 (48.6%)
1001ドル ～3000ドル	42件	30件	- 12件 (28.6%)
3000ドル 以上	32件	35件	+ 3件 (9.4%)
合計	151件	173件	+ 22件 (14.6%)

1ドル=111円

交番制度導入後のトアパヨ署における被害の小額な侵入窃盗は異常に増加した。上記の表から比較してみると被害額100ドル以下が32.5%の増加に比し、101ドル以上1000ドル以下が48.6%の増加であり、被害額の小額な侵入窃盗の増加率は高い。トアパヨ署の犯罪発生状況は、隣接地域、全国と比較すると減少しよくなってきている。結論的には、私達専門家は交番制度導入によって Serious Crimes (重要犯罪)の発生率は低くなってきていると確信している。

(2) Grassroot Organisation (住民の草の根組織)との連携活動

日本においては、防犯協会・派出所駐在所連絡協議会等により地域住民と連

携した防犯活動を推進している。

シンガポールにおいても、NWG(隣組自警組織)、RC(住民委員会)等の「Grassroot Organisation」と、警察との協力関係はすばらしいものがある。交番制度導入後は、さらに組織率も向上し、防犯活動面で相当成果をあげている。

トアバヨ署の場合、26か所のRC、8か所のCCCの各会議に、交番長(警部)、チーム・リーダー(巡査部長)が出席し、「交通問題」、「薬物乱用対策」、「暴走族対策」、「騒音問題対策」等、各種防犯指導を実施し成果をあげている。

[参考]

ア イギリス警察の犯罪防止策

1982年10月、ロンドン警視庁の新警視総監(CP)に、ケネス・ニューマン(Kenneth Newman)が就任した際、内務大臣に提出した報告の中で「犯罪防止は警察の力だけではできない。地域社会(Community)の協力を得ることが不可欠である」ということが強調されている。

さらに、1983年3月、2名の幹部をデトロイト市に派遣し、これによってNeighbourhood Watch Scheme(隣組制度)の組織・運用を開始し、ロンドン以外のSouth Wales(ウェールズ地方)やCheshire(チェシャー州)でも実施し成果をあげている。

イ デトロイト警察におけるCrime Prevention Program(防犯活動)

犯罪を減らし、犯罪からの恐怖を減らすためには民警協力による防犯活動が効果的であるという判断のもとに、デトロイト市警察が1977年春から、「Crime Prevention Program(防犯活動)」を始めたところ全犯罪の85~90%を占めていた財産犯が30~50%以上減少する等、防犯的効果が大きくあらわれた。さらにデトロイト市には、50以上の「Mini Police Statuo(分署)」があり、市民と警察との良好な関係を築くとともに、防犯教育活動を中心に効果をあげている。この「Mini Police Station」の考え方は、日本の「交番制度」に由来するものである。

3 警察と住民との良好な関係形成面からの評価

(1) 巡回連絡

警察と住民との良好な関係を形成し、住民が警察を信頼し、協力体制を確立するための新しい試みとして実施している巡回連絡についても、5月29日にブ
ンテック交番を視察したところ、住民の反応は非常に良かった。

住民は交番が設置されたことにより、次のような感想を持っている。

- 緊急の場合、すぐ来てもらえる
- 常時、パトロールしているので安心感がある
- 親しみやすくなった。交番警察官の名前も知っている

このような反応は、今までのチーム・ポリシング・カー制度ではなかったこと
だと思う。

巡回連絡実施率は、97.6%であり交番警察官は殆ど全家庭を一巡している。

住民は、警察官の名前や交番の電話番号も知っており、すでに「我々の交番、
我々の警察官」という意識が芽生えている。このことが将来、警察と住民との
信頼関係につながり、協力体制が確立していくことになる。

(2) Neighbourhood Watch Group (隣組自警組織)の形成

警察が、住民の間に根をはっているRC・CCC等の組織に溶け込み、協力体
制を確立することは重要である。中でもNWGは、防犯上からさらに結成を推
進すべきである。

トアパヨ署のNWGの結成状況をみると

- 交番制度実施前 (1982年7月～1983年5月)は
227グループ, 1,311世帯
- 交番制度実施後 (1983年6月～1984年4月)は
2,364グループ, 11,760世帯

であり、急速の増加を示している。

(3) 各種サービス活動

警察が住民に対して実施した各種サービス活動は、統計資料によると次のと
おりである。

種 別	交 番	トアパヨ署
他 官 庁 転 送	802	
地 理 案 内	3,538	
住 所 変 更 受 付	5,916	
拾 得 物 届	1,044	740
貴 重 品 識 別 刻 印	1,332	1,152
自 動 車 識 別 刻 印	1,017	771
防 犯 指 導	5,844	466
留 守 宅 巡 回	1,213	40
諸 願 届 受 理	4,262	1,420
電 話 に よ る 届 出	3,149	15,672
交 通 事 故 届 受 理	2,308	9,354
交 通 違 反	2,005	11,853
住 民 か ら の 感 謝 の 手 紙	163	48

(1983年6月~1984年3月現在)

上記の各種サービス件数表は、明らかに交番制度の効果を示すものである。これらのサービス活動は、市民との接触の機会に警察が市民のために行ったもので、警察と市民との関係が改善された証拠である。

4 交番制度の運用面からの評価

(1) 全員教養

交番警察官に対する教養は、交番長(警部)、チームリーダー(巡査部長)による機会教養を実施しているほか、木曜日・日曜日・祝日を除き、午後勤務(午後1時~同11時)のうち、午後1時00分から同2時00分までの間、全員教養を実施している。

教養科目としては

- 交番勤務要領(手引書)
- 検問要領
- 被害届の受理要領
- 遺失物の取扱い要領
- 警備訓練(LSF Drill)
- スポーツ活動(バレーボール・クロスカントリー・バスケットボール等)

等, 実務に役立つ科目をはじめ, 警察職務全般に必要な科目を取り入れるなど創意工夫がみられる。

(2) 監督作用

交番警察官の指導監督は, 直接には交番長(各交番に1名ずつ配置)とチームリーダー(各交番, 各係1名ずつ配置)が責任をもって行っているが, 交番長は毎日勤務であり, 夜間の指揮監督体制が弱いことから, 去年6月に夜間巡視の実施について指導助言したところ, 今回の評価においては署長をはじめ交番長が夜間巡視を実施している。

しかも, 巡視時のチェックリストを作成し, 効果的指導監督を実施している。

(3) 在所・警ら活動

在所活動については, 特に問題はない。

警ら活動について, 6月1日トアパヨ交番とアルジェニード交番を視察した結果, 職務質問も行われ, 照会も適切に実施されていた。しかし, 日本の交番警察官のように警棒を手に所持していないので, 受傷事故防止の観点から, 警棒をすぐ使用できるように訓練しておく必要が認められた。

また, 各種勤務を通じて得た情報を注意報告として提出させ, 執務に活用している。

注意報告の件数は, 1,019件(1983年6月~1984年4月)となっている。これらの情報は, 交番警察官の勤務に役立つばかりでなく, 事務警察官の貴重な資料となるものである。

(4) 士気高揚方策

交番制度を成功させるためには, 交番警察官のモラル(士気)が高くなければならない。

勤務意欲のない者が勤務した場合、住民に対する応対、各種願届の受理も不親切になり、住民からの信頼も失うばかりである。

5月29日、6月1日をはじめ、その後の各交番を視察した結果、交番警察官の士気は高かった。

その理由は

- 交番勤務により、住民と接触ができ話ができること
- 交番勤務は、警ら・巡回連絡等変化があってやる気がわいてくる等である。

また、トアパヨ署では毎週木曜日の午前勤務（第1シフト、午前7時15分～午後3時00分）終了後、交番警察官と警察署勤務員との各種スポーツ大会（Callisthenics Games）を実施したり、犯人検挙者には署長賞を授与するなど、各種対策が実施されており、署長をはじめ各級幹部が真剣に交番警察官の士気高揚を図る努力をしていることが認められた。

5 施設、装備資器材の面からの評価

交番の施設は広く、住民の応対にも便利にできており、各種設備も充実している。

装備資器材も、自転車、自動二輪、懐中電灯、チェーンソー等各種配備されているが今後ともこれらの資器材を有事に使用できる状態に保持しておくとともに操作要領等を訓練しておく必要がある。

6 学校教養面からの評価

交番警察官の養成講習は、警察学校において1983年1月から1回5週間のコースを7回実施し、合計402人がこの講習を終了している。

本年計画では、初任科教養のコースの中に5週間の「交番勤務」に関するカリキュラムを取り入れて実施していく予定である。

交番制度をより発展させ、全面実施するためには一人一人の警察官の資質が重要になってくる。そのためには、学校教養でしっかり基本を考える必要がある。

第3章 提 言

1 総論

(1) 交番活動は、24時間常時警戒体制・有事即応体制を基本としている。交番が住民の身近にしかも数多くあれば、住民に大きな安心感を与える。

一方、犯罪を犯そうとする者にとっては、常時、交番警察官が在所・警ら活動を通じて犯罪予防検挙に目を光らせているので、犯罪を断念するようになり、防犯効果は非常に大きい。さらに、交番警察官の活動は、地域住民の理解と協力と信頼に裏打ちされたものであることから、警察目的は一層容易に達成できるものと思われる。

すなわち、交番制度のメリットとして、

- 住民をよく知り、不審者を発見しやすくなり、犯人検挙ができる。
- 住民からの情報提供・協力が得られ犯人検挙ができる。
- 住民にとって各種届出・相談が気軽にでき、便利である。

等をあげることができる。

また、従来のチーム・ポリシング・カーのみによる警ら活動では、常時警戒体制・有事即応の面ではFRC、DPCとの組み合わせによる交番制度に劣るばかりでなく、良好な信頼・協力関係は生まれにくい。警察官の受持責任の意識も薄れてくる。住民も警察官の名前も知らないし「我々の警察官」という意識は持たない。情報提供もしてくれないし、協力もしてくれない。

交番制度を実施するためには交番（交番という施設）が非常に重要なものである。警察署から警ら員を配置したのでは、交番制度の目的を達成することはできない。すなわち、交番は、街の中心における活動を通じ市民に安心感を植えつけることができる。もし、警察官を警察署から配置した場合、次のようなデメリット（短所）がある。

- 警察署から警ら・巡回連絡に行かせても同じではないかという考えもあるが、そうした場合、長距離の場所へ行く場合には、往復の時間がかかりすぎロスが大きい。さらに、
- 大きいマイナス面は、警察官にとっても「我々の管内の住民を守ろう」という意識はわいてこない。

○ 一方、住民の方も「我々の警察官。警察官は、我々の味方である」という意識はわいてこない。

(2) 我々3人の専門家が、トアパヨ署に設置された交番の1年間の試験実施結果を視察した結果、

- 常時警戒体制の確立
- 有事即応
- 住民との良好な関係の形成

のいずれも満足すべきものであった。

しかも、警察幹部が熱意をもって取り組み、交番警察官の士気も高く、住民の反応も良かった。

また、全員教養・幹部の監督作用の運用面においても、さらに施設・装備の面、学校教養の面においても、着々と成果をあげ、着実な歩みをしている。これらの理想的観点ならびにトアパヨ署における交番制度が成功していることからしてできる限り早い時期に、他の警察署に導入してもよいと確信するに至った。

(3) 一方、現在のチーム・ポリシング・カーのみによる運用では、

- 常時警戒
- 有事即応

の面において、交番制度より劣るばかりでなく、住民との良好な関係形成は、到底期待しえないことから、増加する犯罪に対処しきれず、長期的に治安を確保することができなくなり、やがては警察が犯罪をコントロールすることができなくなるであろう。

(4) そうであれば、国民の交番制度に対する関心が高く、国全体が交番制度全面実施に燃えている現在、交番制度を早期に全面実施し、犯罪をコントロールし、長期的に治安を確保することが望ましい。そうすることにより、RC・CCC・MP(国会議員)さらに地域住民の要望に応えることになるし、交番設置地域と未設置地域の安全面における公平性が保たれるのである。

交番を早期に全面実施しないと、将来、犯罪は、交番未設置地域に多発する可能性がある。

また、警察組織においても、交番制度と交番未設置署のチーム・ポリシング・

カー制度の二つの並置期間が長くないほうが、より効果的な警察力の運用が図られる。

- (5) 以上述べたように、我々3人の専門家は、交番制度の早期全面实施を提言するものであり、具体的には5年以内に全面实施することが望ましいと考えるものである。

2 交番制度全面实施へ向けての具体的提言

(1) 将来の交番設置計画

ア 交番制度を全面实施する場合、交番の設置数・設置場所は非常に重要になってくる。

基本的には、1982年2月、JST(日本研修チーム)の提出した算式によるものとするが、若干変更する必要があるという。

6月4日、新しいHDB(団地)の

- アオカン アオカン ボンゴール ボンゴール Hougang Ponggol 地区
- テンパニーズ テンパニーズ Tampines 地区

を視察調査したところ、

- Ponggol の場合、1984年の人口は74,700人であるが、1985年には113,800人の見込み

- Tampines の場合、1984年の人口は105,300人であるが、1985年には133,500人の見込み

となり、人口急増が予想される。

他のHDBにおいても、同じ傾向にある。

イ したがって、1982年のJST(日本研修チーム)の提言した基準すなわち面積、両端の距離により、1つの Constituency(選挙区)に1つの交番を設置するという原則では実情に合わなくなるので、さらに人口、世帯数、商店数、工場、会社の数等を考慮して設置することを提言する。

ト アパヨ署の場合、1つの交番の平均負担は、次のとおりである。

- 面積 0.25km²
- 世帯数 7,126世帯(警察官一人の負担は300世帯)
- 人口 26,475人

この負担状況は適当と思われる。

今後アオカンボンゴール地区のような団地に交番を設置する場合の設置数を決定する基準となるものである。

○ アオカンボンゴールの場合

1984年の人口は 74,700人

1985年の人口は 113,800人

人口、世帯数、工場、商店等の急増を考慮して、1982年の日本の提言書による数より、多くの交番が必要となってくる。

ウ 東京の場合（1983年現在）

1つの交番の平均負担状況は

○ 面積 0.96km²

○ 世帯数 4,524世帯（一人の警察官の平均負担、500世帯）

○ 人口 10,492人

となっており、現在（1984年6月現在）東京には交番が989か所ある。

エ 東京の場合、交番の設置基準として

○ 世帯数

○ 人口

○ 駅の設置に伴う雑踏

○ 飲食店・デパート等繁華街

○ 犯罪の発生予測

○ 交通事故・巡害等

○ 重要防護対象

等の諸要素を検討して決定する。

具体的な設置基準は、次のとおりである。

○ 交番の設置 ————— 市街化し、しかも発展性のある地域の主要道路、または駅前等に設置する。

○ 受持面積 ————— おおむね1km²以上

○ 他交番からの距離 ——— おおむね1km以上

○ 居住人口 ————— 12,000人以上

○ 犯罪発生件数 ————— 年間230件以上

○ 交通事故発生件数 年間 45 件以上

オ 団地地域に交番を設置する場合の手順

- ㊦ 団地建設計画を早期に掌握する。
- ㊧ 将来の発展的予測を立てる。
- ㊨ 交番等の設置の必要があると判断した場合、団地建設事業主との折衝を行う。(団地内に組込んでもらう場合は、設計・計画段階で計画の中に入れてもらうため)
- ㊩ 次に、東京都に対し予算要求をする。警視庁の場合、5～10年先行して計画を策定する。

カ 交番設置時期

東京の場合には、理想としては団地完成と同時に交番を完成させ、一部入居した場合に運用を開始する。

具体的には、

- 住民に対し、防犯相談に応じたり、巡回連絡カードを配付したり、警察広報活動を行う
- 居住者に対し、交通事故防止・防犯・防災等について指導する
- 困り事相談の受理・処理、病院・官公庁等の案内等のサービス活動を行う
- 警察官やパトカーによる警ら活動、既入居家庭に対する巡回連絡を実施する

キ シンガポールの場合も、交番建設は、すでにHDB(団地)のできているところを優先して設置する。次に将来HDBのできる予定地につくる。

交番はHDBの建設と同時に行うのがコスト的にも有効である。しかし、それに間に合わない場合は、住民が入居して来る前に臨時の交番をつくることを提言したい。

入居者が移動してくる前に交番を開所し、住民のためにいろいろなサービス活動・防犯活動をすることによって、警察に対する住民の信頼もより高められるからである。

(2) 人材の確保

ア 「交番制度」は、警察が地域住民の中に、警察に対する信頼感・親近感を築

きあげていくための重要なものである。

したがって、その前提条件として、

○ 質が高くしかも住民から信頼される警察官
を交番に配置する必要があることは言うまでもない。

そのためには、警察全体によりよい人材を確保しなければならない。

採用基準についても、学歴水準の高い者を選抜する必要がある。そのため
には、社会経済の低迷期に採用する方がよい。経済が高度に復興した時期で
の採用は難しい。

イ 採用した警察官を一人前に育てあげるには、相当の期間を要し、採用から
教養終了までは1年位かかる。したがって、少なくとも1年前から採用しな
ければ、交番制度は運用できない。

ウ 交番制度を実施するには、当然大量の警察官を必要とするが、この効果は
十分にある。人員の算出方法については、1982年のJSTの提言書による。

(3) 新規採用警察官の教養

トアパヨ署退交番警察官は、すでに5～7年の実務経験のある者の中から選
抜して5週間の「交番専科講習」を受けており、資質もよく警察官一人一人が
誇りを持っているので問題はない。

今年から、初任科教養の中にカリキュラム(科目)として「交番制度」を取り
入れ実施しているが、これら学校教養のみの新任警察官は、警察活動について
の知識もなく、しかも全く新しい交番制度、就中、巡回連絡を実施しなければ
ならないので多少の不安があると思う。そこで、これらの問題を解決するため、
次の方法を提言したい。

ア この1年間、交番勤務を実施してきたトアパヨ署の交番長(警部)・チーム
リーダー(巡査部長)等を教官として警察学校へ派遣し、交番制度に関し体験
談形式の講義を実施させる。

イ 警察学校における6か月間の初任科教養期間中、1～2週間、先輩警察官を
指導員に指定し、見習の交番勤務(実務修習)を実施させる。

この見習勤務によって不安を解消させ、自信を持たせる。

(4) 職務質問に伴う各種照会の時間短縮

COR(本部通信指令室)にコンピューター端末装置が1台しかないため、職

務質問に伴う各種照会に時間がかかることがある。

6月1日、第2シフトの夜間警らに同行し、職務質問・各種照会状況を視察したところ、

○ 人に対する照会 ————— 2分30秒

○ 車両照会 ————— 8分

であった。

今後、コンピューターの端末を増設することによって照会時間の短縮を図ることができる。

(5) 実績の向上

日本においては、「検挙にまさる防犯なし」ということがよく言われる。すなわち、防犯を確保するためには、犯人を検挙することが一番重要であるという意味である。

日本の場合、全刑法犯の69.7%は外勤警察官が検挙している。

シンガポールにおいては、交番制度導入初期段階においては、警察と住民関係の形成を強調することが重要である。警察と住民との良好な関係の形成は犯罪防止、犯人検挙という警察の究極の目的達成に、大いに役立つものである。結論的には、交番警察官は住民の信頼と協力のもとに犯人検挙、犯罪防止が一層容易になる。

(6) Opinion Survey (世論調査)の検討

シンガポール警察が、1983年5月、シンガポール大学教授に依頼したOpinion Surveyの結果を早急に検討し、住民の意識・反応を知り、将来の交番活動に生かしていくことが必要である。

